

射水市監査委員告示第 8 号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和3年7月に実施した市民病院（経営管理課、医事課）の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年7月26日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 高 橋 久 和

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(市民病院) 経営管理課、医事課

(2) 選定理由

射水市民病院の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）
監査委員監査	経営管理課	令和2年7月3日から7月17日まで (令和元年度執行分)
	医事課	

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和2年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい支出をするリスク	ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当に基づいているか。また、その額を超えていないか。
	イ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
	ウ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。
	エ 消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。
	オ 議会の議決に付すべき事由による支出は適正にその手続きがなされているか。
	カ 特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか。
(2) 契約が適法に履行されないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。 また、例外的に1人の者から見積書を徴する

	時は、その理由は適正か。
	ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。 また、これらの内容は適正か。
	エ 年間契約などの支払の時期設定は適切か。
	オ 検査の実施時期に遅れはないか。

4 監査の実施内容

射水市民病院の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年7月2日から同年7月16日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 経営管理課

経営管理課は、病院事業の予算及び決算に係る事務をしており、主として次のような事務が行われている。

- ① 病院事業会計の出納及び資金の運用に関する事務
- ② 病院職員の人事、給与、サービス等に関する事務
- ③ 病院施設の維持管理に関する事務

(2) 医事課

医事課は、医療事務の維持管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 患者の受付及び入退院に関する事務
- ② 薬品の出納管理に関する事務
- ③ 処方箋の保管や管理に関する事務

2 監査対象局と職員数

(1) 部署別及び職種別の直近の人員数 (単位：名)

	経営管理課 (事務局長含む)	医事課
職員数	9	4

(2) 監査対象局職員数の直近数年間の推移 (単位：名)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
職員数	14	14	14

3 決算状況 ※決算額は決算書の数字

(1) 病院事業

ア 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区分	決算見込額	決算額		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
病院事業収益	3,592,276	3,493,778	3,409,529	3,340,511
病院事業費用	3,839,310	3,781,745	3,784,564	3,763,472

イ 資本的収入及び支出

区分	決算見込額	決算額		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
資本的収入	548,974	473,246	347,752	445,297
資本的支出	751,933	666,326	535,954	646,204

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については記述を省略した。

○意見

(1) 病院事業会計は、令和元年度には累積欠損金が50億を超え、令和2年度には資金不足比率が9.5%と正に危機的な経営状況に陥っている。

これまでの経営改善は、結果として収支改善には至っておらず、経営改善プログラムのPDCAを徹底検証し、抜本的な赤字体質解消につながる様々な施策を講じなければならない。

そのためには、地域における公立病院の在り方を追求するとともに、早急に市当局と繰出基準等の見直しの議論を進められたい。

(経営管理課)

(2) 市民病院の主たる利用患者は高齢者層に偏っており、59歳未満の利用患者が少ない傾向にある。

LINEなどのソーシャルネットワークサービスを活用した多様な広報活動を行い、きめ細やかな対応により市民病院のイメージアップと今後の受診につながるようなPR等を実施し、新規利用者の確保に努められたい。

(医事課)